

具体的かつ詳細な随意契約理由について(物品等)

No.	案 件 名 称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	プラスチック資源中継施設運営用ショベル ローダー(環境6号)修繕	建設用機器	ロジスネクスト近畿株式会社	1,735,448	令和7年9月18日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G3	-
2	プラスチック資源中継施設運営用ショベル ローダー(環境1号)修繕	建設用機器	ロジスネクスト近畿株式会社	1,643,939	令和7年9月18日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G3	-
3	資源ごみ中継地運営用ショベルローダー (環境9号)修繕	建設用機器	ロジスネクスト近畿株式会社	1,313,312	令和7年9月18日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G3	-
4	中部環境事業センター出張所 排水処理施 設給排気ファン修繕	産業用機器	テラル株式会社	1,023,000	令和7年9月24日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G3	-

随意契約理由書

1 案件名称

プラスチック資源中継施設運営用ショベルローダー（環境6号）修繕

2 契約の相手方

ロジスネクスト近畿株式会社

3 随意契約理由

プラスチック資源中継施設運営用ショベルローダーについては、大量に搬入されるプラスチック資源をストックヤードにおいて迅速に整理するとともに、委託業者の搬出用車両への積み込みを行うために使用している。

上記、ショベルローダーについては、三菱オートリース株式会社と借入契約し、保守事業者として、ロジスネクスト近畿株式会社を指定している。今回のバケットシリンダーホース及びジャンクションパイプからのオイル漏れの不具合並びに油圧ポンプの故障にかかる修繕については、上記契約の対象外となっていることから、同社から保守業務の委託を受けているロジスネクスト近畿株式会社と別途、契約するものである。

リース会社が所有する車両については、いかなる修繕であっても、指定事業者以外に修繕を行わせた場合、その後の使用において、生じたトラブルの原因や責任の所在が不明確となるなど、業務に著しい支障が生じるおそれがある。

以上の理由により、特名による随意契約の締結を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局 事業部 家庭ごみ減量課 （電話番号 06-6630-3257）

随意契約理由書

1 案件名称

プラスチック資源中継施設運営用ショベルローダー（環境1号）修繕

2 契約の相手方

ロジスネクスト近畿株式会社

3 随意契約理由

プラスチック資源中継施設運営用ショベルローダーについては、大量に搬入されるプラスチック資源をストックヤードにおいて迅速に整理するとともに、委託業者の搬出用車両への積み込みを行うために使用している。

上記、ショベルローダーについては、三菱オートリース株式会社と借入契約し、保守事業者として、ロジスネクスト近畿株式会社を指定している。今回のエンジン及びブームシリンダーからのオイル漏れ並びにウォーターポンプからの水漏れの不具合にかかる修繕については、上記契約の対象外となっていることから、同社から保守業務の委託を受けているロジスネクスト近畿株式会社と別途、契約するものである。

リース会社が所有する車両については、いかなる修繕であっても、指定事業者以外に修繕を行わせた場合、その後の使用において、生じたトラブルの原因や責任の所在が不明確となるなど、業務に著しい支障が生じるおそれがある。

以上の理由により、特名による随意契約の締結を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局 事業部 家庭ごみ減量課 （電話番号 06-6630-3257）

随意契約理由書

1 案件名称

資源ごみ中継地運営用ショベルローダー（環境9号）修繕

2 契約の相手方

ロジスネクスト近畿株式会社

3 随意契約理由

資源ごみ中継地運営用ショベルローダーについては、大量に搬入される資源ごみをストックヤードにおいて迅速に整理するとともに、委託業者の搬出用車両への積み込みを行うために使用している。

上記、ショベルローダーについては、三菱オートリース株式会社と借入契約し、保守事業者として、ロジスネクスト近畿株式会社を指定している。今回のメインバルブの不具合によるレバーの作動不良が生じていることにかかる修繕については、上記契約の対象外となっていることから、同社から保守業務の委託を受けているロジスネクスト近畿株式会社と別途、契約するものである。

リース会社が所有する車両については、いかなる修繕であっても、指定事業者以外に修繕を行わせた場合、その後の使用において、生じたトラブルの原因や責任の所在が不明確となるなど、業務に著しい支障が生じるおそれがある。

以上の理由により、特名による随意契約の締結を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局 事業部 家庭ごみ減量課 （電話番号 06-6630-3257）

随意契約理由書

1 案件名称

中部環境事業センター出張所 排水処理施設給排気ファン修繕

2 契約の相手方

テラル株式会社

3 随意契約理由

本修繕は中部環境事業センター出張所における換気設備について給気用、排気用送風機が経年劣化により、軸受、Vベルトが破損し起動できない状態となっている。

そのため、排水処理施設内の換気が十分にされておらず、異臭や腐敗ガス滞留の恐れがあり、速やかに修繕する必要がある。

本設備はテラル株式会社が独自の技術により製造したものであり、本修繕については、製造者独自の技術による部品の交換に加え、排水処理施設内の適切な給気量調整が必要であるため、本設備の製造者以外では整備技術面での対応が不可能であり、既存機器との密接不可分の関係から既存機器等に著しい支障が生じる可能性がある。

また、修繕後の性能、作動状態、安全性（製造物責任）に対して保証ができないことから、本修繕に対して一貫して責任を持たせることができる業者であるテラル株式会社と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局 総務部 施設管理課 （電話番号 06-6630-3376）